

平成十四年二月十二日提出
質問第一七号

日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

日本国憲法における国権と自衛権との関係に関する質問主意書

「衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書」（平成十四年二月五日答弁）は、日本国が自衛権を行使することは日本国憲法第九条が禁止する「国権の発動たる戦争」には該当しないと解釈できる答弁であるので、更に政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 日本国憲法では第九条及び第四十一条において「国権」という言葉が用いられている。この「国権」の定義について政府の見解を明らかにされたい。

二 この「国権」には次の国家の権利が含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

1 個別的自衛権。

2 集団的自衛権。

3 「国の交戦権」（日本国憲法第九条）。

三 日本国憲法では前文と第一条において「主権」という言葉が使われている。この「主権」の定義について政府の見解を明らかにされたい。

四 日本国憲法における「主権」と「国権」の違いについて政府の見解を明らかにされたい。

五 自衛隊法第八十八条が認める「武力行使」は日本国憲法第九条でいう「武力の行使」に該当するのるか否か、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。